

令和3年5月10日

1 医療提供体制

(1) 患者受け入れ病床の確保

- ・患者の増加に伴う緊急的な対応として、重症患者、中等症患者の受入体制の強化に向け、各医療機関と個別に協議を行い、5月11日までに重症者用病床8床増を含め45床増の437床の病床を確保します。さらなる病床の確保に向けて、引き続き、各医療機関と調整を行います。

(2) 後方支援病院等の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の回復患者の退院・転院調整を円滑に行い、より効率的に病床を活用するため、関係団体等と連携し、後方支援病院（介護老人保健施設を含む）の確保に向けた取組を進めます。
- ・介護老人保健施設については、三重県老人保健施設協会の協力のもと、現時点で県内42施設において回復患者の受入が可能となっています。
- ・後方支援病院についても、地域単位での後方支援体制の整備を支援することで体制整備を図ります。

(3) 宿泊療養施設の充実

- ・宿泊療養施設の一層の充実を図るため、現在確保している宿泊療養施設を145室まで増やすなど体制を強化しました。
- ・また、さらなる活用を図るため、宿泊療養施設の入所対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど基準の見直しを行いました。
- ・新たな宿泊療養施設の確保については、5月中の運用開始に向け、取組を進めていきます。

(4) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・パルスオキシメーターの配布（現在約650個確保、さらに400個を追加）や食事の配送、医師・看護師等の助言を受けることができる相談窓口の設置など、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ体制を確保しています。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、6月前半までの完了をめざし、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と連携し、接種が円滑かつ迅速に進むよう支援を実施しています。
- ・高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町や関係団体等と緊密に連携し、接種に協力していただける医療従事者の確保や県が関与する形での接種体制整備等の追加的な対策について、あらゆる視点から速やかに検討します。

- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前 9 時～午後 9 時

電話 050-3185-7947 午後 9 時～翌 9 時（AI 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前 9 時～午後 5 時（月曜～金曜、日曜）

3 まん延防止

（１）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。

（２）社会的検査の実施

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、5 月中旬から 7 月末まで実施します。
- ・特に、まん延防止等重点措置の実施期間中においては、検査の頻度を週 1 回として集中的に実施するとともに、その後も予防的な観点から定期的な検査を実施します。

（３）クラスター発生時の早期介入

- ・クラスターの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスターの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスター対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。

（４）変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、引き続き変異株のスクリーニング検査を実施します。
- ・国立感染症研究所から貸与される検査機器（次世代シーケンサー）を用いて、今後変異株のゲノム解析を行えるよう、解析体制の構築に取り組みます。

(5) 事業者への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体と連携・情報共有して実施します。また、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所への指導監督の強化を三重労働局に要請します。

(6) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体に啓発チラシを送付し、ホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・外国人を雇用する県内企業約270社に対し、やさしい日本語や多言語での啓発チラシを送付し、外国人労働者への周知を依頼しています。また、名古屋出入国在留管理局や三重労働局とも連携・情報共有し、一人でも多くの外国人住民に情報が届くよう、啓発を強化します。
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算及び令和3年度当初予算により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の新たな対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) まん延防止等重点措置適用の影響に対する支援等

- ・飲食店への営業時間短縮要請の延長に伴い、全面的に協力していただいた事業者には、引き続き時短要請協力金を支給します。なお、まん延防止等重点措置区域では、1日当たりの協力金の単価が増額となります。
- ・まん延防止等重点措置区域内の飲食店に対しては、酒類の提供を行わないこと、県内全域の飲食店にもカラオケ設備の利用をしないことといった新たな要請を行うことから、事業者からの問い合わせ等に対応するため、時短要請協力金相談窓口を開設しています。

「三重県時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（月曜～金曜）

- ・まん延防止等重点措置が適用される区域では、大規模な運動施設・商業施設等にも営業時間短縮要請を行っていることに伴い、全面的に協力していただいた事業者には、協力金を支給することとし、5月12日までに制度内容を公表します。

- ・まん延防止等重点措置適用の区域における飲食店において、酒類提供を行わないよう要請することに伴い、影響を受けることになる酒類販売事業者等に対しても支援を行います。まん延防止等重点措置期間中（遅くとも5月中）に制度内容を公表します。
- ・飲食店と取引のある関連事業者等に対しては、まん延防止等重点措置などに伴う時短営業等の影響により、売上が50%以上減少した中小企業・個人事業主を対象とする国の「月次支援金」について、情報提供を行い活用の促進を図ります。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されていますが、まん延防止等重点措置が適用される区域で時短営業に協力する事業者については、4月末までの特例措置が引き続き適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者へ情報が行き届くよう、時短要請協力金の案内に併せて周知を行います。
- ・時短要請のほか、感染防止対策の実施やカラオケ設備の利用停止、酒類の提供自粛の要請への協力状況を確認するため、現地調査を行います。

（2）飲食店などの感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設

- ・新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い約1,400施設を対象に、ガイドラインの遵守状況など感染防止対策の現地確認および啓発を4月26日から実施しています。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、5月11日に運用を開始します。

（3）更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行えるよう、CO2センサーや非接触体温計等を購入する経費の補助や感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣の取組を5月中に開始します。

（4）中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・中小企業・小規模事業者が、コロナ禍を乗り越えられるよう、特に売上が減少している事業者を対象に、事業継続や業態転換を図るための支援を行います。
- ・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデルを提示し、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援

- ・県内において、D X（デジタルトランスフォーメーション）を牽引するモデルとなる企業を育成し、県内中小企業全体のD X推進につなげます。
- ・海外・県外生産品の県内製造への転換など、県内企業における強靱なサプライチェーン構築のための設備投資等に対して支援を行います。
- ・「みえの食」の販路拡大を図るため、E Cサイトの機能を充実するとともに、それを活用したキャンペーン等を実施します。
- ・県内の感染状況が継続的に落ち着いた後に、旅行料金の割引や地域応援クーポンの発行等により、観光産業の中核を担う旅行業者や宿泊事業者等を支援します。